

## 品川区障害者介護給付費等支給決定基準に関する要綱

制定	平成 18 年 9 月	区長決定	要綱第 2 号
改正	平成 21 年 3 月 25 日	部長決定	要綱第 299 号
改正	平成 23 年 12 月 28 日	区長決定	要綱第 16 号
改正	平成 25 年 3 月 4 日	区長決定	要綱第 14 号
改正	平成 26 年 3 月 20 日	部長決定	要綱第 50 号
改正	平成 26 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 116 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	区長決定	要綱第 365 号
改正	平成 31 年 2 月 14 日	区長決定	要綱第 39 号
改正	令和 3 年 6 月 11 日	区長決定	要綱第 164 号
改正	令和 5 年 3 月 28 日	区長決定	要綱第 57 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項に規定する介護給付費等の支給の要否の決定（以下「支給決定」という。）を行うにあたって、法に定めるもののほか、支給決定における公平性および透明性を確保するため、介護給付費等支給決定基準（以下「支給決定基準」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給決定基準)

第 2 条 1 人あたりの 1 ヶ月の支給量は、法第 4 条第 4 項に規定する障害支援区分ごとに、別表のとおりとする。

### (支給決定案の作成)

第 3 条 区長は、支給決定を受けようとする障害者または障害児の保護者（以下「申請者」という。）について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 12 条に規定する事項を勘案し、支給決定案を作成する。

### (障害者介護給付費等支給審査会との連動)

第 4 条 区長は、支給決定を行うにあたり、必要があると認めるときは、品川区障害者介護給付費等支給審査会に意見を求めることができる。

### (介護給付費等支給検討)

第 5 条 区長は、支給決定を行うにあたり、介護給付費等の支給の要否および支給量等を検討するため、品川区障害者ケア計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(支給決定の要否)

第6条 区長は、前条に規定する検討会が実施した検討結果を基に、介護給付費等の支給決定を行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付則 この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成23年10月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

【介護給付】

サービスの種類	サービスの利用要件（利用者像）	サービスの内容	障害支援区分	支給量	
				合計単位数	(家事援助のみ支給の場合) (身体介護のみ支給の場合)
居宅介護(家事援助)	障害支援区分以上の障害者または障害児	居宅において調理、掃除、洗濯、買物等の家事の援助	区分1	6,420単位/月	33時間/月
				16時間/月	
居宅介護(身体介護)	障害支援区分以上の障害者または障害児	居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護	区分2	8,160単位/月	42時間/月
				21時間/月	
通院等介助(身体介護なし)	障害支援区分以上の障害者または障害児	一人で通院等をすることが困難な方への支援	区分5	22,240単位/月	114時間/月
				56時間/月	
通院等介助(身体介護あり)	障害支援区分2以上の障害者または障害児であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、ア～オの状態のいずれか1つ以上に該当していること (ア)「多行」全般的な支援が必要 (イ)「転倒」全般的な支援が必要 (ウ)「排泄」(ウ)「排便」に部分的な支援または全般的な支援が必要	トイレ介助、車いすの介助など、通院等の外出に直接関連する身体介護	障害児	32,160単位/月	165時間/月
				80時間/月	
通院等乗降介助	障害支援区分1以上の障害者または障害児	ヘルパーが自ら運転する車両への乗降の介助、乗降前後の屋外の移動介助、通院先での乗降の手続きと移動介助	区分1	27回/月	
				区分2	39回/月
重度訪問介護	障害支援区分2以上であって、次のアまたはイのいずれかに該当する方 (ア) 次の(1)～(2)のいずれにも該当する方 (1) 2歳以上に障害があること (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、歩行、移乗、排尿、排便のいずれかに支援を要するに該当していること (イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等12項目の合計単位数が10以上の方	居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事や外出時の移動の介護を行うとともに、病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院に入院または入所している方意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。	区分4	248時間/月	
				区分5	279時間/月
同行援護	視覚障害により著しく移動に困難を有する方、同行援護アシスタント調査票の調査項目中「視力障害」、「視野障害」、「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の方	外出時に行き、移動に必要な情報提供(外出先での代理代読を含む)、移動の援護その他の必要な支援を行う。	区分なし	60時間/月	
				区分3	38時間/月
行動援護	障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等12項目の合計単位数が10以上の方	知的障害または精神障害により行動上著しく困難を有する方であって常時介護が必要な方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他行動する際に必要な援助	区分6	88時間/月	
				障害児	48時間/月
重度障害者等包括支援	意思疎通に著しく困難を伴い、常時介護を要する方のうち、その介護の必要の程度が著しい(ア)の方で、障害支援区分6の重度訪問介護や行動援護対象者等(他の要件あり) (1) 型の状態像「脳卒中後遺症、筋萎縮性側索硬化症(ALS)、脊髄損傷、遺伝性運動障害」 (2) 型の状態像「重症心身障害者等」 (3) 型の状態像「強度行動障害者等」	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助および共同生活援助を包括的に提供する。	区分6	94,770単位/月	
				区分1～区分5 児童区分1～3	10日/月
短期入所	(ア) 障害支援区分1以上の方 (イ) 5領域11項目の調査における単価区分が区分1以上の障害児	障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な支援を行う。	区分1～区分5 児童区分1～3	10日/月	
				緊急に施設入所を要するなどのやむを得ない理由の場合は、1日給付できる。	
施設入所支援	(ア) 生活介護を受けている方で障害支援区分4(50歳以上は区分3)以上の方 (イ) 自立訓練または就労移行支援を受けている方で、入所しながらの訓練が必要かつ効果的と認められる方または地域における障害者福祉サービスの提供体制の状況その他のやむを得ない事情により、遠所において訓練を受けようとする方 (ウ) 生活介護を受けている方で障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い方のうち、指定特定相対支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、区が必要と認めた方	主として夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。	区分3～区分6	各月の日数	
生活介護	常時介護等の支援が必要な方として次に掲げる方 (ア) 障害支援区分3(障害者支援施設)に入所する場合は区分4)以上の方 (イ) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2(障害者支援施設)に入所する場合は区分3)以上の方 (ウ) 障害者支援施設に入所する方で障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い方のうち、指定特定相対支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、区が必要と認めた方	障害者支援施設等において、入浴、排せつおよび食事等の介護、創作的活動または生涯活動の機会の提供その他の必要な支援を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生涯活動の機会の提供その他の身体機能強化は生活能力の向上のために必要な援助を行う。	区分3～区分6	23日/月・各月の日数	
				【原則の日数】 各月の日数 - 8日あるいは施設入所支援をともなう場合は月の日数	
療養介護	病院等への長期の入院による療養のケアに加え、常時の介護を必要とする方として次に掲げる方 (ア) 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 (イ) 障害支援区分5以上に該当し、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方 (1) 重症心身障害者または慢性脳神経疾患患者 (2) 療養のケアの対応がケアが10以上の方 (3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等12項目の合計単位数が10点以上である方であって、療養のケアが10以上の方 (ウ) 4. 慢性脳神経疾患患者であって、療養のケアの対応が10以上の方 (エ) (ア)および(イ)に該当する方、療養訓練、療養上の管理、看護および医学的管理の下における介護その他の必要な医療ならびに日常生活上の世話をする障害者であって、常時介護を要するものであると認められた方	主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話を行う。	区分5～区分6	各月の日数	

【訓練等給付】

サービスの種類	サービスの利用要件	サービスの内容	支給量
自立訓練(機能訓練)	地域生活が営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方	障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に選ばれ、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行う。	23日/月 【原則の日数】 各月の日数 - 8日
自立訓練(生活訓練)	地域生活が営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方	障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に選ばれ、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行う。	23日/月 【原則の日数】 各月の日数 - 8日
宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)におけるサービス利用要件に該当する方、日中、一般就労や障害福祉サービス等を利用している方等で、地域移行に向けて一定期間、居宅その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させたための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行う。		各月の日数
就労移行支援	就労を希望する原則65歳未満の障害者がある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方	生産活動、職場体験、その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を行う。	23日/月 【原則の日数】 各月の日数 - 8日
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な原則65歳未満の障害者がある方	生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上に必要な訓練その他の必要な支援を行う。	23日/月 【原則の日数】 各月の日数 - 8日
就労継続支援B型	企業等に就労しにくい方や一定の年齢に達している方で、就労の機会等を選び、生産活動にかかわる知識および能力の向上や維持が期待される方	生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上に必要な訓練その他の必要な支援を行う。	23日/月 【原則の日数】 各月の日数 - 8日
就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された方で、就労を継続している期間が6月を経過した方	通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業等との連絡調整を行うとともに雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での問題への相談、指導、助言等を行う。	各月の日数
自立生活援助	障害者支援施設、共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者や居宅で自立した日常生活を営む上で生じる問題に対する支援が見込めない状況にある障害者等が支援を要する方	居宅における自立した生活を営む上で、定期的な巡回や随時の連絡を受けて行う訪問、相談対応により、障害者の状況を把握し、必要な情報提供や助言、指導を行う。	各月の日数
共同生活援助	障害者(身体障害者)にあっては65歳未満	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。	各月の日数

【地域相談支援】

サービスの種類	サービスの利用要件	サービスの内容	支給量
地域移行支援	以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方 (ア) 障害者支援施設、そのほかの施設、障害福祉施設または療養介護を行う病院に入所している方 (イ) 精神科病院に入所している精神障害者 (ウ) 保護観察所または更生施設に入所している方 (エ) 刑務施設、少年院に収容されている方 (オ) 更生保護施設に入所している方または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している方	住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。	各月の日数
地域定着支援	(ア) 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方 (イ) 同居する家族等の障害、疾病等のため、障害者に対し、家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある方 (ウ) 障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等も含む。	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行う。	各月の日数